令和７年８月

中学校夜間学級生徒　様

池田市教育委員会

【中学校夜間学級】就学援助制度のお知らせ

本市教育委員会では、経済的に困窮しており学用品費や校外活動費などの支払いが困難なご家庭に対し、一定の基準により「就学援助費」を支給しています。受給を希望される方は、下記事項にご留意のうえ申請されますよう、ご案内いたします。

記

１．対象者

大阪府内中学校夜間学級に在籍している方（未成年の場合はその保護者）のうち、別表第１の申請理由に該当する方

２．申請方法

右の QR コードまたは URL から「就学援助費受給申請フォーム」にアクセスし、必要事項を入力

※申請理由により、資料の添付（スキャンデータまたは写真）が必要となる場合があります。（【別表第１】のとおり）

※事情により電子申請ができない場合は、学務課（市役所５階）にご相談ください。

https://logoform.jp/f/GPnj1

３．援助対象費目

【別表第３】のとおり

※生活保護法による教育扶助や他市の就学援助費を受給した月は、重複する費目の支給を行いません。

４．申請期間

６月１日～２月２８日

※年度ごとに申請が必要です。自動継続ではありませんのでご注意ください。

５．支給

１学期分：１０月　２・３学期分：３月

６．その他（申請理由８について）

●申請年度の前年に収入がなかった場合は、申請前に必ず市・府民税の申告を完了させてください。

●認定・不認定の決定通知の送付は７月中旬以降となります。

●基準は世帯構成等により変動します。（目安については【別表第２】参照）

以上

【別表１】申請理由一覧（１～７は申請年度または前年度に該当する場合）

申請理由	必要な資料	資料の発行先
１　生活保護が停止・廃止された	生活保護停止・廃止決定通知書	生活福祉課
２　市町村民税均等割が非課税である	住民税証明書（以下の時点で池田市に住民票がなかった方のみ必要） ・6/1～12/31 の申請：申請年の 1/1 時点 ・1/1～2/28 の申請：申請前年の 1/1 時点	転入前の市役所等
３　市町村民税が減免された	市民税・府民税・森林環境税の決定（変更）通知書	課税課
４　個人の事業税が減免された	個人事業税減額決定通知書	府税事務所
５　国民年金の掛金が免除された	国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書	年金事務所
６　国民健康保険料が減免されたまたは徴収が猶予された	国民健康保険料納付額通知書	国保・年金課
７　児童扶養手当が支給された	児童扶養手当証書の有効期限及び市長印のあるページ	子育て支援課
８　申請年度の前年の世帯合計所得金額が生活保護基準の１．３倍以下である	住民税証明書（以下の時点で池田市に住民票がなかった方のみ必要） ・6/1～12/31 の申請：申請年の 1/1 時点 ・1/1～2/28 の申請：申請前年の 1/1 時点	転入前の市役所等

※未成年の場合、申請理由２，３，５，６の資料は保護者全員分必要です。

※申請理由８の資料は同一世帯のうち収入がある方（被扶養者除く）全員分必要です。

【別表２】申請理由８の基準額の目安

世帯人数	家族構成の例		基準額（所得）の目安
２人	父または母（60）、本人（30）	持家	約 200 万円
		賃貸	約 280 万円
３人	父（60）、母（60）、本人（30）	持家	約 290 万円
		賃貸	約 360 万円
４人	本人（40）、配偶者（40）、中学生（14）、小学生（10）	持家	約 390 万円
		賃貸	約 470 万円
５人	本人（40）、配偶者（40）、中学生（14）、小学生（10）、未就学児（5）	持家	約 440 万円
		賃貸	約 520 万円
６人	本人（40）、配偶者（40）、高校生（17）、中学生（14）、小学生（10）、未就学児（5）	持家	約 520 万円
		賃貸	約 610 万円
７人	父（70）、母（70）、本人（40）、配偶者（40）、中学生（14）、小学生（10）、未就学児（5）	持家	約 590 万円
		賃貸	約 680 万円

【別表３】援助対象費目

援助対象費目	支給金額	支給方法等
学用品費及び通学用品費	25,000 円（2,083 円／月） ※途中認定・廃止は月割り	学校長からの報告に基づき、申請者口座へ振込（学用品費及び通学用品費、通学費については、１ケ月間全日を欠席した場合はその月分を減額して支給）
通学費	実費額（詳細は欄外注釈参照）	
宿泊を伴わない校外活動費	実費額（宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な経費） ただし、2,310 円を上限とする。	
宿泊を伴う校外活動費	実費額（臨海学舎、自然学舎等の宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な経費）	
修学旅行費	実費額（修学旅行に参加するために直接必要な経費） ※在籍期間内に１回まで	

※支給金額は予算審議等により変更となる場合があります。

※通学費の詳細は以下のとおりです。

【対象】

通学の際に公共交通機関の利用が確認できる生徒

【算出基準】

最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による。

正当な理由がある場合を除き、往路と復路は同一の通学の経路方法によるものでなければならない。

就業者については、その就業先の通勤手当と重複する通学経路を算出基礎とすることはできない。

【算出方法】

１ケ月定期券相当額と回数券（11 枚で 10 回分の普通運賃）を利用した場合の額のいずれか低い額とする。

なお、通学費の１ケ月定期券相当額分は、通用期間３ケ月定期券額の三分の一とする。